




2016年5月13日

各位

会社名  株式会社 日阪製作所
 代表者名 代表取締役社長 前田 雄一
 コード番号 6247
 上場取引所 東証・大証 第1部
 問合せ先 経営管理部部長 波多野 浩史
 電話番号 06-6363-0007

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、定款一部変更及び補欠監査役2名選任の件について2016年6月29日開催予定の第87回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 2015年5月1日に施行された改正会社法により、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第29条第2項の規定及び第38条第2項の一部を変更するものであります。なお、第29条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ② 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（選任方法）</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第32条（任期）</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第38条（監査役の責任免除）</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（選任方法）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第32条（任期）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第38条（監査役の責任免除）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2016年6月29日（予定）

2. 補欠監査役2名選任の件

(1) 選任の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役2名を選任するものであります。なお、本議案は、「1. 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名	略歴	
なかみち みつぐ 中道 貢 (1955年10月6日生)	1980年3月	当社入社
	2008年3月	当社バルブ事業本部 品質保証室室長 現在に至る
やまうち としゆき 山内 俊之 (1965年3月3日生)	2010年2月	税理士登録 山内俊之税理士事務所開業
	2011年7月	行政書士登録 現在に至る

(注) 補欠監査役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

以 上